



平成 29. 2. 1
第 37 号
公益社団法人
三条法人会
三条市須頃 1-20
三条商工会議所会館 5F
TEL (0256) 35-6350
FAX (0256) 32-9335
URL
<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>
発行責任者
総務広報委員長 成田 秀雄
(題字 宮原松雄)

もっと、いい会社であるために。



(写真提供 田上町地域整備課)

県内で初めての環状交差点が開通しました

平成28年2月19日、新潟県内第1号の環状交差点として、『田上あじさい交差点』が開通しました。交差点の詳しい位置は、国道403号本田上工業団地脇交差点から町道本田上・横場線を庄瀬橋方面に向けて約500m地点で田上町が管理しています。

環状交差点とは、車両通行部分が環状になっていて、道路標識により、車両は右回り(時計回り)に通行することが指定されている交差点で「ラウンドアバウト」と呼ばれています。交差点内の走行速度が低下し交錯箇所が減少することによる、出会い頭衝突などの重大事故の抑制、信号による停止や一時停止がなくなることによる無駄な待ち時間の解消、車両の燃料が節約され信号機の電力消費がなくなることによる、CO2排出量の削減、停電による信号機の停止に伴う交通渋滞のおそれなくなり、Uターンも可能になることで、避難や救助の安全性が向上するなどの効果が期待されています。

 三条法人会
消費税期限内納付
推進運動実施中

迎春 ～2017 年頭ご挨拶～



丁酉(ひのととり・ていゆう)の 年を迎えて

公益社団法人三条法人会
会長 馬場 信彦

新春のお慶びを申し上げます。

本年、2017(平成29)年の干支の十干は丁(ひのと)、十二支は酉(とり)の年です。同じ干支の60年前は1957(昭和32)年で、神武景気と岩戸景気の間頃です。東京の人口がロンドン市を抜いて世界1位になった年でもあります。

さて、私は最近、総務大臣・鳥取県知事を歴任された、片山善博先生の、「地方の生成と日本の将来」と題した講演を聞く機会がありました。その講演の中から、二つのことを紹介してみたいと思います。

一つ目は、「人口減少のことです」。日本の地方は、とても深刻な悩みを抱えているとのこと、その悩みは、『人口が減少』していることから、23年後の2040年には、日本の自治体が現在1,800の市町村ありますが、半分の896市町村が消滅してしまうというショッキングな講演でした。このことは、元総務大臣を務められた増田寛也先生が座長を務められた『日本創生会議』でも、およそ3年前から人口が半分位になると推定されております。

合計特殊出生率は、通常、統計上で二人強の子供が生まれれば、現状維持が出来ますが、残念ながら1.4人、1.5人、1.6人と、大きく割り込んでいるのが現状で、政府においても少子化対策費は約3兆5千億円もの多額の予算を投じておりますが、減少傾向に歯止めがかからず、大きな問題となっております。

二つ目の問題は、公共施設の老朽化が進んでいる緊急対応の問題提起です。特に、50年以上、経過している橋・トンネル・道路・水道管・下水管等が多くあり、自治体の財政問題もありますが、適格な処方箋に基づく点検・対策が必要となっているとの事です。

昨年も福岡市内の市道が地下鉄の延伸工事で陥没する事故があり、主要幹線道路がストップしました、都市基盤に大きな問題を生ずることは深刻です。

いずれにいたしましても、我が国の再生復興を支える源泉は、国民が納める税金であります。私ども公益社団法人三条法人会は、納税使命の重要性を再認識すると共に、税知識の普及と納税道義の高揚に取り組んでおります。特に「租税教育の推進」、「e-Taxの普及活動」は、引続き最優先課題として取り組ましますので、税務当局の更なるご指導、ご支援をお願い申し上げて結びとします。



新年のご挨拶

三条税務署
署長 廣瀬 隆

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人三条法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は馬場会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり格別のご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては公益社団法人として、正しい税知識の普及や会員企業と地域社会の健全な発展のため、税務研修会や各種講演会の開催、租税教室等の租税啓発活動並びに社会貢献活動などの事業活動を、意欲的かつ積極的に展開されておられます。

このような充実した事業活動は、税務に携わる私どもといたしましては誠に心強い限りであり、役員並びに会員の皆様方のご努力に深く敬意を表す次第であります。

さて、昨年1月より利用が開始されましたマイナンバー制度につきましては、積極的に説明会を開催いただくなど、制度の円滑な導入・定着に向けた周知・広報にご協力いただいております。

年が明けまして、平成28年の所得税等の確定申告の時期を迎え、いよいよ確定申告書などへの番号記載が本格化してまいります。制度の円滑な定着に向けまして、引き続き、適切な広報、相談等を積極的に行ってまいりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、この所得税等の確定申告につきまして、税務署では自宅からICTを活用した申告の推進に取り組んでおります。会員企業役員等の皆様方、所得税や贈与税の申告をする際は、e-Taxを是非ご利用いただきますとともに、社員・従業員の方が、医療費控除等で所得税の申告をする際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成され、郵送等により提出いただきますよう、周知等につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、この新しい年が公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心からご祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

公益社団法人 三条法人会 正副会長会議・理事会の開催



平成28年11月17日(木)、三条市旭町「二洲楼会議室」において、正副会長会議並びに理事会を開催しました。

議題は、議決事項として、第1号議案「平成28年度会員数の状況と会員増強の推進について」の議案審議と報告事項として、平成29年度税制改正要望について、合同納税表彰式法人会関係者の報告等、各種事業の実施状況の報告と資料説明を行いました。

会員数の状況と会員増強の推進については、28年4月以降の退会と新規加入状況について、新規加入が2社、退会が22社、全体では20社の減となる報告がおこなわれた。特に退会22社の内15社については、法人の解散、整理、倒産など法人組織そのものなくなる又は事業縮小によるため等の退会理由となっている厳しい現状が報告された。これらの現状を受けて、大変厳しい状況であるが、法人会組織の基盤となる会員増強の推進について取り組んでいくことが確認された。

報告事項については、平成29年度税制改正要望について、合同納税表彰式法人会関係者の報告、第16回法人会ゴルフ大会収支決算報告、福利厚生制度の推進状況、国税当局との連携協調について、法人会アンケート調査システムの新規登録等の状況説明が行われた。

その後、福利厚生制度推進連絡協議会を開催し、大同生命保険株式会社他保険3社から、今後の各種保険制度の加入促進計画について詳細説明を受けた。

福利厚生制度については、平成26年度から実施されており、今年度が最終年度となることから、前年比103%増を目標に改めて増収実績を上げていくことが確認された。

理事会終了後、先般関東信越国税局長表彰を受けられた、小野塚荘一副会長に対して法人会内規に基づき、祝い金が贈呈された。

日商3級簿記(複式簿記)講座の開催

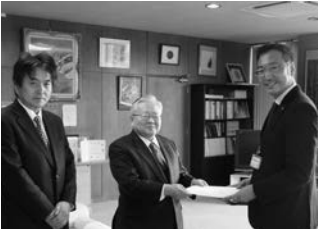


(公社)三条法人会では去る8月30日から11月8日までの16日間、三条商工会議所において、日商簿記3級講座を開催した。松崎税理士事務所の松崎孝史先生を講師に迎え、午後6時30分から9時までの夜間の長期講座であったが23名が受講し日商簿記検定試験3級合格を目指した。

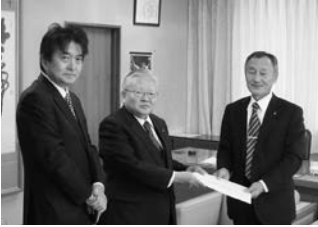
初日の8月30日午後6時30分から開校式を行い、講師の松崎さんからはこの講習を受講されたからには是非最終的に日商簿記の3級を取っていただきたいと激励のメッセージを送られた。又、講義の冒頭、福沢諭吉の著書「学問のすすめ」で紹介されている、「仕訳け」がとても重要であるとし、3級はだいたい40種類の仕訳を覚えれば合格できると説明。また、会社の帳簿付けでパソコンに入力したい場合は、25~26種類を覚えれば事業所、会社の現場でも十分活用できるとし講義に入った。11月8日の最終日には、

出席率70%以上の22名に対し法人会より終了証書が交付された。

～税制改正に関する提言書を市長・議長・地元国会議員へ提出～



三条法人会では、平成29年度の税制改正の提言書を去る11月29日(火)、馬場会長と外山税制委員長、事務局で國定勇人三条市長、武石栄二市議会議長を訪ね、直接提言書を手渡し、主旨を伝えると共に要望を行った。又、同日、菊田真紀子衆議院議員三条事務所を訪ね、提言書を手渡し要望を行いました。



提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会の要望事項を県連単位で集約し、全法連税制委員会・理事会の承認を経てまとめたものです。



～平成 29 年度税制改正スローガン～

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

平成29年度税制改正に関する提言(要望項目)

<基本的な課題>

I. 税・財政改革のあり方

- 1 財政健全化に向けて
- 2 社会保障制度に対する基本的な考え方
- 3 行政改革の徹底
- 4 消費税引き上げに伴う対応措置
- 5 マイナンバー制度について
- 6 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 1 法人実効税率の更なる引下げ
- 2 中小企業の活性化に資する税制措置の確立
- 3 事業承継税制の拡充

III. 地方のあり方

IV. 震災復興

V. その他

- 1 納税環境の整備
- 2 租税教育の充実

<税目別の具体的課題>

1 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
- (2) 公益法人課税

2 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
- (2) 少子化対策

3 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の負担率の軽減他

4 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税の見直し
- (4) 法定外目的税の見直し

5 その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告の運用の検討

<個別法令・通達関係>

I. 法令関係

1 法人税関係

- ① 無形減価償却資産の期間短縮
- ② 引当金の損金算入の見直し
- ③ 電話加入権の損金算入の見直し
- ④ 耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置
- ⑤ 法人税の延納制度の復活
- ⑥ 申告書の提出期限の延長

2 所得税関係

- ① 土地・建物等の損益通算
- ② 不動産所得の負債利子の損益通算
- ③ 医療費控除限度額引き上げ
- ④ 源泉納付の見直し

3 相続税・贈与税関係

- ① 保険金・死亡退職金の非課税限度額の引き上げ
- ② 相続財産からの控除
- ③ 被相続人の保証債務の弁済
- ④ 贈与税の配偶者控除額の引き上げ

4 消費税関係

- ① 消費税の確定申告書の提出期限の延長
- ② 消費税の届出書の提出期限の延長

5 印紙税の廃止

6 地方税関係

- ① 固定資産税の免税点の大幅引き上げ等
- ② 法人事業税の見直し
- ③ 個人住民税(特別徴収事務簡素化等)
- ④ 欠損金繰戻し還付制度・延納制度の新設
- ⑤ 償却資産の賦課期日の見直し

II. 通達関係

1 法人税関係

- ① 修繕費の認定範囲の見直し
- ② 借地権地代認定基準の見直し

2 相続税関係

- ① 取引相場のない株式の評価の見直し等

合同納税表彰式

毎年「税を考える週間」行事の一環として開催されている恒例の合同納税表彰式が、11月15日(火)、ジオ・ワールドビップにおいて、多数のご来賓、関係者の出席のもとに開催されました。法人会関係者の受賞者をご紹介します。

関東信越国税局長表彰披露 (敬称略)

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された三条法人会小野塚副会長が関東信越国税局長表彰を受けられたことが披露され、廣瀬税務署長より花束が贈呈された。

公益社団法人三条法人会
副会長 小野塚 荘 一



三条税務署長表彰者 (敬称略)

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された方々に三条税務署長より、表彰状が授与されました。

公益社団法人三条法人会
常任理事 渡 辺 定 一
前女性部会長 高 頭 洋 子



★公益社団法人 三条法人会「優良経理担当者表彰」(順不同敬称略)

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

- 三条地区会 (株)県央代行 五十嵐長代
- (株)コロナ 柄澤 幸宏
- (株)コロナ 小林 雅俊
- (株)コロナ 須田 和則
- (株)ハイサーブウエノ 齋藤 澄江
- (一社) 県央研究所 吉原 和子
- (株)田中衡機工業所 川村真梨子
- (株)田中衡機工業所 白石 美香
- 見附地区会 (株)生活サポーターふるまい 南場 正恵
- 金子建設(株) 小畑 清美



税に関する作文コンクール (公益社団法人三条法人会会長賞) (敬称略)

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、三条法人会も後援している、「税に関する作文コンクール」の中学生の部優秀作品に法人会長賞が授与され、副賞と記念メダルが贈呈された。

中学生の部 見附市立今町中学校 3年 村 上 蛭 音
題名 「税について」



青年部会の活動

三条・燕西蒲青年部会合同視察研修会の開催



昨年度に引き続き、三条・燕西蒲青年部会の合同の研修会が、本年度は、三条法人会青年部会の主管で平成28年11月21日（月）開催された。

第一部は、ニッパーなど作業工具製造メーカーの(株)マルト長谷川工作所の工場見学を実施し、世界市場へ工具を輸出している鍛造から焼き入れ刃つけ等厳しい品質管理の状況と社長から直接会社経営の考え方をお聴ききすることができ大変有意義な工場見学会となった。第二部は会場を三条ロイヤルホテルに移し懇親交流会を開催した。

租税教室の開催



三条法人会では、租税教室の開催にも積極的に取り組んでいます。小学校で開催される租税教室の講師として部会員を派遣しており三条地区の月岡小学校、嵐南小学校、栄地区の栄中央小学校、見附地区の上北谷小学校、加茂地区の加茂南小学校、田上地区の田上小学校の6校で実施した。講師は青年部会の正副部会長が持ち回りで担当し、DVD等を活用し45分間の講義を行った。6年生を対象とした講義でしたが、それぞれが工夫を凝らした説明で、大変好評だった。

女性部会の活動

「セミナー&やさしい税金教室」の開催



女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として、毎年三条税務署長、署幹部の方々をお迎えし「やさしい税金教室」を開催している。本年度は、12月2日（金）に「饞心亭おゝ乃」で開催しました。

第1部は、筆跡診断士の田村沙雪氏をお迎えし、「文字の書き方で未来は創れる～筆跡から分かる性格行動傾向～」と題して講演をいただいた。筆跡心理学の観点から人間の行動の大半をつかさどる潜在意識を、文字を書くことでコントロールできることなど大変興味深い話を聞くことができた。

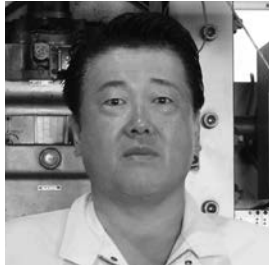


第2部は、三条税務署長の廣瀬隆氏より「税金よもやま話」と題し講和をいただいた。その後のフリートーキングの座談会では、参加した部会員からの質問に対して丁寧な説明を受け、大変意義ある意見交換ができました。

タオルの寄贈

地域社会貢献活動の一環として、去る12月13日、三条市の社会福祉法人三条市社会福祉協議会に小越部会長、笠原副部会長、野崎副部会長、事務局の4名でタオル820本を持参、小林事務局長に手渡した。三条市内の福祉関係施設などで有効に活用させていただきますと感謝の言葉をいただいた。



企業訪問有限会社 **鈴 文****【会社の概要】**

- 社 名 有限会社 鈴文
- 代 表 者 代表取締役 鈴 木 一
- 住 所 〒 955-0055 新潟県三条市塚野目 5-3-6
電話 0256-32-1610 FAX 0256-35-1066
- 資 本 金 800万円
- 従業員数 8名
- 事業内容 雪止め金具・建築金具・各種金具の製造、
卸販売
- E-mail hajime@suzubun.info
- U R L <http://www.suzubun.info>

.....

弊社は昭和8年に初代鈴木文治(祖父)が一ノ門で鍛冶工場「鈴文」を創業致しました。

当初は、ブリキのおもちゃ・缶切り・ナタ・蝶番等を製作しておりましたが、その後、登山用ハーケン・アイゼン等も手掛けてまいりました。

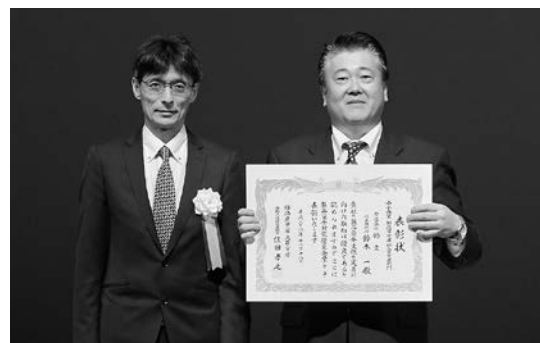
また昭和35年頃より、雪止め金具の開発、製造を行うようになりましたが、その頃よりスノーストップと名付けた雪止め金具各種の製造卸販売を軸とした今の形態へ移り変わりました。

二代目、順一(父)が新たに昭和58年に塚野目に工場を移転し現在に至ります。私で三代目となりますが、弊社の企業理念は「社会に貢献するものづくり」です。安心安全な製品を作ることを心がけ、未来を創る企業になるための努力を重ね続けております。

近年は人口減少に伴い働き手を確保することが困難です。これからは外国人労働者が増加してくることでしょう。そのような社会環境の中で必要なことは、企業側からの情報発信だと考え、私達は製品安全に伴う勉強を始め、製品の取扱説明書の作成に取り組みました。その内容をメッセージとして発信する為に、ホームページをリニューアルし、取扱説明書をスマートフォンから閲覧できるようにしました。またホームページを多言語(現在は英語のみ)で作成し、取扱説明書も英語版でアップすることにいたしました。このような取り組みをしている中で今回はとても素晴らしい賞を受賞することができました。経済産業省が主催している、「製品安全対策優良企業、中小企業製造事業者・輸入業者部門」商務流通保安審議官賞です。

この賞では、「安全性確保の取り組み」「誤設置防止による安全性確保の取り組み」「製品の安全に関わる情報提供と発信」が評価されました。先日表彰式に行って参りましたが、大企業受賞者の方々と接し、貴重な体験をさせていただくと共に、このような機会に恵まれたことを大変光栄に思います。

今後は、この受賞を糧にさらなる努力をしてもものづくりに取り組んでいきたいと思っております。



生きる ~ 健康法・趣味~



出会い

有限会社 佐藤ネジ製作所

代表取締役社長 佐藤 勝美 様

改めて振り返ってみると、当社も、早いもので今年で、創立41周年を迎えることができました。これも偏に、多くの皆様より多大なお力添えを頂いたおかげと、感謝申し上げます。

そんな、私の歩みを少しお話したいと思います。当時、私は24歳で商売に関して全く無知でしたが、自宅の裏にある作業小屋の隅に中古で買った小型のボール盤を一台と、名刺を100枚用意しました。この2つが、現在の有限会社佐藤ネジ製作所の始まりです。何のつても無かった私は、旧三条市内をひたすら車で回り、工場らしき建物を一社一社100枚用意した名刺が無くなるまで回り続けました。その結果3社から仕事を頂くことができ機械加工の下請けの事業を始めることができました。

少しずつではありますが、その後、お仕事も増え新たな設備も導入し事業も順調に進んでおりました。しかし、33歳の時に思いもよらぬお客様の倒産に遭い、力も体力も無かった当社は、一気に苦しみのだん底へと落とされました。

そんな時、ある一人の方との出会いがありました、その方から「単価や納期のことで、文句を言うな!」「仕事は、間違いなく俺が用意してやる!」「だから頑張れ!」そんなお言葉を頂き当時は藁にも縋る思いでお世話になりました。それから32年間、今現在も公私ともにお世話になっておりますが、当時の御恩は忘れることができません。

一昨年前まで地元商工会の会長職を3期9年務めさせて頂きました、そんな、貴重な経験を通し新たな出会いも多くさせて頂くこともできました。出会いは人を変え成長させることをつくづく実感することのできる歩みでした。「我以外皆師なり」これからも、人との出会いを大切に頑張っていきたいと思っています。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

三条法人会会員の皆様におかれましてはどのようなお正月をお過ごしになったでしょうか。

私が中学生のころ（昭和 40 年代後半）、大晦日には家族全員が集まってすき焼き鍋など囲み、紅白歌合戦を見て年を越しました。お正月は大きな鍋に作った「のっぺ」やお餅を食べながら過ごしました。初売りは1月2日で、元日に開いているお店はほとんど皆無でした。現在では元日からスーパーをはじめ、多くのお店が営業しています。時代の流れを感じます。

三条法人会だよりも第 37 号となりました。皆様に少しでも興味をもって読んでいただけるように今年も努力してまいります。

皆様にとっても良い年であることを祈念して筆をおきます。

本年もよろしく願いいたします。

(総務広報委員長 成田秀雄)

ダイレクト納付の方法 (源泉所得税)

◎納付は事前に届出書に記載した預貯金口座から振り替えられます。

- ① e-Tax ホームページの「e-Tax ソフト (WEB 版)」にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。(納付税額 0 円の徴収高計算書データも送信することができます。)
- ② データ送信後表示される「受信通知」又は「メッセージボックス一覧」から「納付区分番号通知」を表示し、ダイレクト納付を選択します。

【今すぐに納付される方】→ 画面の「はい」をクリックすると即時に納付が完了。

【納付日を指定される方】→ 納付日を指定して画面の「はい」をクリックすると指定日に納付となります。(納付日は原則として納期限までしか指定できません。)

※三条税務署管内の全ての銀行・信金、協栄信組・新潟県信組及び新潟県労金で利用できます。



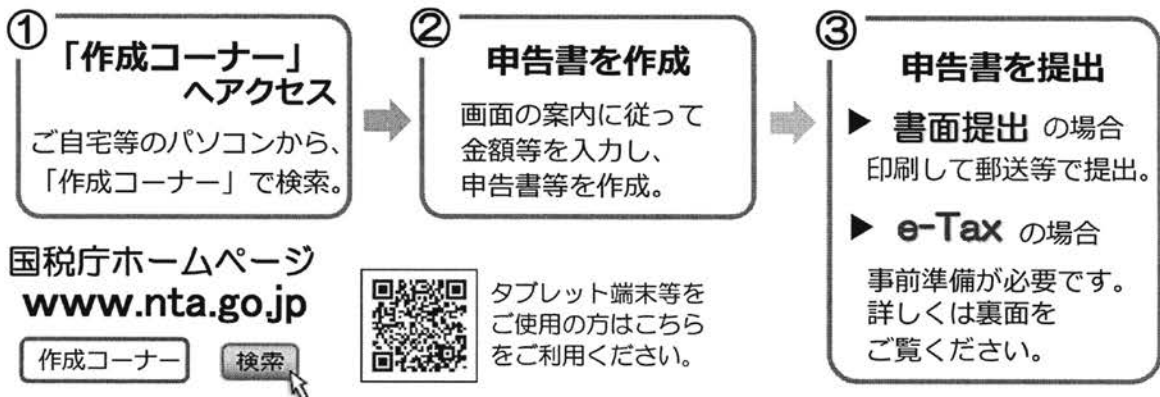
【国税局・税務署からのお知らせ】

申告書は、 国税庁ホームページで 作成できます！

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 1 税務署に出向く必要なし！**
作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。
- 2 いつでも利用可能！**
確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- 3 自動計算機能！**
毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。
- 4 前年データの利用可能！**
作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

申告書作成から提出までの流れ



申告書をご自宅等で作成される際、ご不明な点などは、お電話で問い合わせることができます。詳しくは裏面をご覧ください。



お問合せはお電話で！ ～ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます～

▶ 作成コーナーの操作などに関するお問合せ



パソコンはあまり得意じゃないんだよね。
自宅で申告書を作成中に、操作方法とか分からない場合はどうしよう？

大丈夫!!作成コーナーの操作に関するご質問は
お電話で問い合わせることができます。



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 e-コクセイ (全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

>月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記のナビダイヤルがご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください。

間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

▶ 税務相談などに関するお問合せ



自宅で申告書を作成中に、ちょっと申告内容に関して
相談したいんだけど、どこに聞けばいいかな？

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、
お電話で問い合わせることができます。



最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

マイナンバーカードでe-Taxが利用できます！

【e-Taxの事前準備に関するご案内】

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができるシステムです。

ご利用に際しては、マイナンバーカードなどの電子証明書の取得及びICカードリーダーライタの用意などが必要です。



マイナンバーカードなど



ICカードリーダーライタ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

e-Taxをご利用になる場合のマイナンバーカードの取得やICカードリーダーライタの設定などに関するご質問

>月曜日～金曜日 9:30～20:00 >土日祝日 9:30～17:30 (年末年始を除きます。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

上記のダイヤルがご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください。

間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

源泉徴収事務・法定調書 マイナンバー制度 作成事務における



マイナンバー制度の導入により、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者のマイナンバー(個人番号)や法人番号を取り扱うこととなります。

平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書を税務署に提出する場合には、法定調書の提出義務者及び支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

マイナンバーの提供における本人確認

① 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、マイナンバーの確認と身元確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

例1 マイナンバーカード(個人番号カード)(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証*など(身元確認)

※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上が必要です。

② 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付していただく必要があります(郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります。)

マイナンバー・特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、マイナンバーを取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

1
取得

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員等にマイナンバーの提供を求めることができます。

例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

トラブルが多発しています!!

事業者はマイナンバーの提供を求めるに当たり、マイナンバーの利用目的を特定し、従業員や顧客に明示しなければなりません。

2
利用・提供

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、マイナンバーを利用・提供することができます。

例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に従業員や顧客本人の同意があってもできません。

3
保管・廃棄

(1) 保管

特定個人情報は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナンバーは、給与所得の源泉徴収票等作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。

(2) 廃棄

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

例：給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、7年間保管することとされており、その間は特定個人情報の保管ができますが、その後はできるだけ速やかにマイナンバーを廃棄又は削除する必要があります。

4
安全管理措置

マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

例：組織的・人的安全管理措置

例：物理的・技術的安全管理措置

マイナンバーを取り扱う担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱わないようにする。特定個人情報が記載された書類を、施設可能な棚に保管する。マイナンバーを取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

★ 特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要となります。

このパンフレットの内容は、平成 28 年 7 月末現在の法令に基づいて作成しています。

平成29年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

平成28年
12月

平成29年
1月

平成28年1月1日以後に提出する、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書については、給与所得者のマイナンバーのほか、控除対象配偶者等のマイナンバーの記載も必要になっています。

また、給与の支払者は、マイナンバーが記載された給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出を受ける際に、給与所得者の本人確認を行う必要があります。

控除対象配偶者等の本人確認は、給与所得者が行うため、給与の支払者が控除対象配偶者等の本人確認を行う必要はありません。

平成29年分以後の扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載不要の制度の特例が創設されました。

平成28年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払を受ける方が、その支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿^(注)を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成29年分以後の所得税について適用されます。

- 1 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- 3 退職所得の受給に関する申告書
- 4 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書



(注) 上記1～4の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

源泉徴収事務・法定調書作成事務において、マイナンバーの記載が不要となる税務関係書類について(改正内容のお知らせ)

平成28年度税制改正により、以下の税務関係書類について、マイナンバーの記載が不要となりました。税務関係書類の種類により適用時期が異なりますので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

① 平成28年4月1日以後に提出すべきものについて適用

税務署長等には提出されない書類であって、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 ほか

② 平成28年4月1日以後に支払の確定する配当等や、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用

個人の方が、配当等や株式譲渡対価等の受領の際の一定の告知又は特定口座開設届出書等の提出(以下「告知等」といいます。)をする場合で、その告知等を受ける金融機関等が、その告知等をする方のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする方のマイナンバーの告知又は特定口座開設届出書等への記載を要しないこととされました。

《例》利子・配当等の受領者の告知、無記名公社債の利子等に係る告知書の提出、譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出 ほか

③ 平成29年1月1日以後に提出すべきものについて適用

申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書(兼)本店等一括提出に係る承認申請書 ほか

その他の法定調書

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払が確定した報酬等の支払に関する法定調書等には、支払を受ける方等の氏名(名称)・住所等のほか、マイナンバー又は法人番号の記載も必要になりました。

そのため、報酬や不動産の賃料など一定の支払をする方がこれらの支払に関する法定調書を税務署へ提出する場合には、支払を受ける方からマイナンバー又は法人番号の提供を受ける必要があります。

また、マイナンバーの提供を受ける際には、本人確認を行う必要があります。

※ 例示した法定調書以外の法定調書についても同様に、法定調書作成時までに支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号を収集し、法定調書に記載する必要があります。

平成 28 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

住所(居住)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-X		
氏名又は名称	国税 三郎	個人番号又は法人番号	234567890123
区分	種目	支払金額	源泉徴収税額
外交員報酬		円 240,000	円 9,810
(備考)			
住所(居住)又は所在地	さいたま市中央区新都心 1 丁目 X		
氏名又は名称	国税理事株式会社	個人番号又は法人番号	9876543210987
	(電話) 03-3581-XXXX		
整理番号	①	②	309

《参考》

法定調書の種類	提出する必要がある方	提出範囲
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	外交員、集金人等に報酬を支払った方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 50 万円を超えるもの
	講演等を行う講師に報酬を支払った方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 5 万円を超えるもの
不動産の使用料等の支払調書	不動産の賃料を支払った法人又は不動産業者である個人の方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 15 万円を超えるもの
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産の譲受けの対価を支払った法人又は不動産業者である個人の方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 100 万円を超えるもの

法定調書の作成・提出は e-Tax又は光ディスクで!!!

法定調書は書面のほか、①e-Tax 又は②光ディスク等(CD・DVD等)により税務署へ提出することができます。

なお、法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年 1 月 1 日以降、e-Tax 又は光ディスク等による提出が義務化されています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

■ 社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

- ・内閣官房「社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)** ※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください。平日 9 時 30 分～20 時(土日祝日～17 時 30 分)(年末年始を除きます。) ※最新のお問合せ時間は、内閣官房ホームページでご確認いただけます。

■ 国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報

法人番号の最新情報や国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。
・特設サイトは、国税庁ホームページの <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm> をクリック

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

- ・国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp> をクリック
- ・法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するご質問は国税庁法人番号管理室へお問合せください。
国税庁法人番号管理室フリーダイヤル **0120-053-161 (無料)** 平日 8 時 45 分～18 時(土日祝日・年末年始を除きます。) 一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、**03-5800-1081** にお掛けください。(通話料金がかかります。)

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話などにご注意ください。

- ・税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。



法人会のビジネスガード *Series* Business Guard



会員企業をサポートする、AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会社に入る
医療補償

**法人会の
ハイパーメディカル**
(ハイパー任意労災 メディカル特約)
病气入院費用の上乗せ補償



業務災害総合保険
疾病入院医療費用補償特約・
疾病入院医療保険金支払特約
等セット



地震災害の
リスクをガード

**法人会の
ハイパー任意労災**
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- ハロー健康相談24
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス

※本サービスは AIU 保険会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問合せください。

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

新潟支店

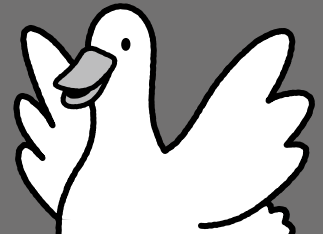
〒951-8068
新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2 大同生命ビル 6 階
TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256
(受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

新登場!

病气やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病气やケガで働けなくなったとき、60歳まで^{*} 月々の収入をサポートします

* 保険期間が、60歳満期の場合。65歳満期もあります。

特長
1

**病气・ケガで
働けない場合を保障**

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長
2

**入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障**

特長
3

**働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します**

◎就労困難状態に該当している場合。
◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

(引受保険会社)

Aflac アフラック

新潟支社 〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF 法推 -2016-0054-1612020 8月4日



総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 **約54.9%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 **約14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

【出典】厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社 三条営業所/新潟県三条市林町2-1-24
TEL 0256-33-3045



AIU 損害保険株式会社

新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2
(大同生命新潟ビル6F) TEL 025-223-6231